

作成日 令和6年12月24日

令和 7 年度 施行

消費生活センター運営業務委託

(商工労政課商業振興係)

公示用

消費生活センター運営業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
【運営管理費】					
(給与費)					
相談員賃金		12	ヶ月		14日×12ヶ月×3名
期末手当		2	回		3名×2回
勤勉手当		2	回		3名×2回
通勤手当		12	ヶ月		14日×12ヶ月×1名
相談員時間外賃金		6	回		3h×3名×6回
法律相談時間外賃金		2	回		3h×3名×2回
(福利厚生費)					
労働保険		1	式		
一般拠出金		1	式		
社会保険(健+厚)		12	ヶ月		
健康診断		3	名		
(旅費)					
札幌旅費(日帰り)		6	回		札幌日帰り6回
札幌旅費(宿泊)		5	回		札幌1泊5回
町内・管内旅費		1	回		町内・管内旅費
(需用費)					
印刷機		1	式		インク、マスター
コピー機カウンター料		1	式		
コピー用紙		1	式		
ファックス		1	式		インク

(役務費)					
電話料		6ヶ月			ひかり電話基本料・通信料
電話料		6ヶ月			ナンバーディスプレイ
インターネット利用料		6ヶ月			セキュリティソフト含む
(備品費)					
相談用電話機		1台			
プリンター		1台			
パソコン		1式			デスクトップパソコン1台,ノートパソコン3台
【事業費】					
(教育活動費)					
統括管理に要する経費		1式			
法律相談		3回			法律無料相談
教材費		1式			
(広報活動費)					
参考図書代		1式			
(啓発活動費)					
新聞折込料		2回			
啓発用資材		1式			
(借上費)					
コピー機リース		12ヶ月			
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

委託業務仕様書

委託期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

委託場所 芽室町本通1丁目19番地
芽室消費者協会

消費生活センター運營業務については、次のとおり。

- ・消費生活に係る相談業務
相談業務を迅速かつ適切に実施し、消費者に係る被害の迅速な救済及び未然防止に寄与する。
- ・消費生活相談カードの作成及び提出
消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための対策に利用し、毎月作成したカードを所管課へ提出する。
- ・消費生活相談に係る啓発業務
消費者が自主性を持って、健全で合理的な消費生活を営むことができるように、各種啓発事業を行ない、消費生活に役立つ知識や情報を提供する。
- ・その他消費生活相談に関する業務